

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。
  - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価  
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。  
なお、一部の連結対象団体（地方独立行政法人、一般財団法人、地方三公社等）においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 出資金
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。
  - イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原材料、商品等……………先入先出法による低価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ リース資産
  - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法
  - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法  
ただし、一部の連結対象団体については法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しています。

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上して います。
- ② 退職手当引当金  
栃木県総合事務組合への加入時以降の負担累計額から既に職員に対し退職手当として支給された総額を 控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本市に按分される額を加算した額を、退職手当債務 から控除した額について計上しています。  
ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額 に基づき計上しています。
- ④ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、そ れぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、リース取引に関する会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取り扱いに準じて、重要性の乏しいものは通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）を資金の範囲としています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

連結会計における対象団体は以下の通りとなります。

・那須地区広域行政事務組合	・比例連結：55.36%
・那須地区消防組合	・比例連結：33.10%
・栃木県後期高齢者医療広域連合	・比例連結：3.50%
・那須野が原文化振興財団	・比例連結：60.00%
・大田原市管理公社	・全部連結：-
・大田原市農業公社	・全部連結：-
・大田原市シルバー人材センター	・全部連結：-
・大田原市社会福祉協議会	・全部連結：-
・大田原地域職業訓練センター	・全部連結：-
・株式会社大田原ツーリズム	・全部連結：-
・株式会社大田原まちづくりカンパニー	・全部連結：-
・栃木県市町村総合事務組合【一般会計】	・比例連結：2.56%
・栃木県市町村総合事務組合【特別会計】	・比例連結：4.00%
・栃木県市町村総合事務組合【消防団員等公務災害補償】	・比例連結：6.61%
・栃木県市町村総合事務組合【非常勤職員公務災害補償】	・比例連結：5.15%

① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

② 地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。

③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。